（不動産業指導室並びに不動産政策推進官及び不動産業監視官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産政策推進官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　不動産政策推進官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（街路交通施設企画室並びに街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官）

第五十一条　街路交通施設課に、街路交通施設企画室並びに街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官それぞれ一人を置く。

2　街路交通施設企画室は、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による道路、都市高速鉄道その他の交通施設及び流通業務団地（いずれも交通の用に供する部分に限る。）の整備に共通する基本的事項の企画及び立案に関する事務（事業の指導及び助成に関すること並びに街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3・4　（略）

5　街路交通施設安全対策官は、命を受けて、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による都市高速鉄道その他の交通施設（交通の用に供する部分に限る。）及び駐車場の安全の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園緑地事業調整官、公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）

第五十二条　公園緑地・景観課に、緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園緑地事業調整官、公園利用推進官及び国際緑地環境対策官それぞれ一人を置く。

2　緑地環境室は、次に掲げる事務（公園緑地事業調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　都市公園その他の公共空地（風致の保全及び観光に関するものに限る。）及び保勝地の整備及び管理に関すること（都市安全課及び公園利用推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3～6　（略）

7　公園利用推進官は、命を受けて、都市公園その他の公共空地の利用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

8　（略）

（道路メンテナンス企画室並びに国道事業調整官及び技術企画官）

第七十条　国道・技術課に、道路メンテナンス企画室並びに国道事業調整官及び技術企画官それぞれ一人を置く。

2　道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　道路の保全（除雪を含む。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

（不動産業指導室並びに不動産政策調整官及び不動産業監視官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産政策調整官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　不動産政策調整官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（街路交通施設企画室及び街路事業調整官）

第五十一条　街路交通施設課に、街路交通施設企画室及び街路事業調整官一人を置く。

2　街路交通施設企画室は、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による道路、都市高速鉄道その他の交通施設及び流通業務団地（いずれも交通の用に供する部分に限る。）の整備に共通する基本的事項の企画及び立案に関する事務（事業の指導及び助成に関すること並びに街路事業調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3・4　（略）

（新設）

（緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園緑地事業調整官及び国際緑地環境対策官）

第五十二条　公園緑地・景観課に、緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園緑地事業調整官及び国際緑地環境対策官それぞれ一人を置く。

2　緑地環境室は、次に掲げる事務（公園緑地事業調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　都市公園その他の公共空地（風致の保全及び観光に関するものに限る。）及び保勝地の整備及び管理に関すること（都市安全課の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3～6　（略）

（新設）

7　（略）

（道路保全企画室及び道路防災対策室並びに国道事業調整官及び技術企画官）

第七十条　国道・防災課に、道路保全企画室及び道路防災対策室並びに国道事業調整官及び技術企画官それぞれ一人を置く。

2　道路保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　道路の保全（除雪を含む。）に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。